

手数料の改定について

1 概 要

富士見市健全な財政運営に関する条例第10条では、手数料に関し、受益及び負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行うものと規定しております。また、富士見市第7次行財政改革大綱でも、手数料の適正化に取り組むとしていることから、これまで継続的に検証をしてまいりました。

この検証の結果、手数料を徴収する事務に係るコスト（人件費及び事務費）に対し、手数料額が乖離していることを確認した手数料について、財政の健全性を確保し、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するとともに、受益者負担の公平性を適切に担保する観点から、改定をすることといたしました。

2 改定の考え方

現行の手数料額が1件当たりのコスト合計額を下回っている場合、「1.5倍」を上限に手数料額を引き上げます。（激変緩和措置を講ずる）

※最低賃金の全国加重平均が1.59倍（H14→R6）、労務単価の上昇が1.6倍（H14→R6）となっていることを加味して「1.5倍」を上限と設定。

3 改定期日

令和8年4月1日

4 その他

一部手数料（印鑑登録、住民票、戸籍の附票など）のコンビニ交付時100円減額は、令和9年3月末まで1年間延長します。

5 改定する手数料とコスト

単位：円

手数料を徴収する事務	現単価	1件当たりのコスト			新単価
		人件費	事務費	合計	
納税、公課又は所得に関する証明（収税課）	200	168	143	311	300
納税、公課又は所得に関する証明（税務課）	200	168	188	356	300
法人に関する証明	200	144	177	321	300
営業に関する証明	200	648	13	661	300
固定資産又は動産に関する証明	200	396	776	1,172	300
納税管理人に関する証明	200	480	0	480	300
財産管理人、破産管財人に関する証明	200	480	0	480	300
身分に関する証明	200	456	21	477	300
印鑑登録に関する証明	200	264	41	305	300
埋火葬に関する証明	200	936	0	936	300
住民票の写しの交付	200	264	41	305	300
住民票の記載事項に関する証明	200	528	41	569	300
戸籍の附票の写しの交付	200	288	21	309	300
公簿、公文書、図面に関する証明（都市計画証明）	200	360	1	361	300
公簿、公文書、図面に関する証明（道路幅員証明）	200	504	193	697	300
公簿、公文書、図面に関する証明（官民境界確認済証明） （道路治水課）	200	504	194	698	300
公簿、公文書、図面に関する証明（官民境界確認済証明） （下水道課）	200	540	1,003	1,543	300
公簿、公文書、図面に関する証明（官民境界確認済証明） （都市計画課）	200	432	2	434	300
市長の指定する公簿、公文書、図面の謄抄本の交付	200	576	194	770	300
〃（動物の死体（小型））	1,500	480	4,673	5,153	2,200
〃（動物の死体（大・中型））	2,000	480	4,786	5,266	3,000
固定資産課税台帳の閲覧	200	252	168	420	300
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付	200	360	696	1,056	300
放置自転車保管手数料（自転車）	2,000	0	13,511	13,511	3,000
放置自転車保管手数料（原動機付自転車）	3,000	0	14,029	14,029	4,500